

第百五十六回国 参議院 国土交通委員会 會議録第六号

平成十五年四月十五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

郡司 彰君

補欠選任

佐藤 雄平君

四月一日

辞任

吉田 博美君

補欠選任

近藤 剛君

四月二日

辞任

近藤 剛君

補欠選任

吉田 博美君

出席者は左のとおり。

委員長

藤井 俊男君

理事

鈴木 政二君

脇 雅史君

山下八洲夫君

森本 晃司君

大江 康弘君

岩城 光英君

木村 仁君

杵掛 哲男君

鶴保 庸介君

野上浩太郎君

松谷蒼一郎君

吉田 博美君

吉村剛太郎君

池口 修次君

佐藤 雄平君

谷林 正昭君

訓弘君

国務大臣

国土交通大臣

副大臣

国土交通副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

大沢 辰美君

富樫 練三君

田名部匡省君

扇 千景君

吉村剛太郎君

岩城 光英君

鶴保 庸介君

杉谷 洸大君

本日の会議に付した案件

○油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海上衝突予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(藤井俊男君) たいまから国土交通委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る三月二十八日、郡司彰君が委員を辞任され、その補欠として佐藤雄平君が選任されました。

○委員長(藤井俊男君) 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。扇国務大臣(扇千景君) たいま議題となりまして、

た油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

まず、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在の油濁損害賠償保障法に係る責任限度額につきましては、平成六年の改正により引き上げられておりますが、その改正後においても、一九九七年に我が国で発生したナホトカ号事故、一九九九年にフランスで発生したエリカ号事故といった大規模な事故が発生し、多額の損害を生じさせたことから、限度額を引き上げて被害者保護を更に充実させる必要性が高まっております。

このため、これらの事故の経験を踏まえ、二〇〇〇年十月、国際海事機関法律委員会において、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する条約に規定されている油濁損害に係る船舶所有者の責任限度額を約五〇％引き上げることが採択され、本年十一月一日から発効することとなりました。

我が国としても、油濁損害賠償保障法を改正し、本限度額の改正を取り入れ、国内法を整備する必要があります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

この法律案では、油濁損害に係る船舶所有者の責任限度額を約五〇％引き上げることとしております。

次に、海上衝突予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

船舶交通の安全を図るための海上交通の基本ルールにつきましては、その国際性にかんがみ一八八九年以来国際規則が作成され、主要海運国はいずれもこれらの国際規則をそれぞれ国内法化してきております。我が国におきましても、明治二

十五年に海上衝突予防法が制定されて以来、国際規則に対応して、数度の改正を経て今日に至っております。

今般、二〇〇一年十一月の国際海事機関総会において、号鐘の備付けに関する事項等について、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の一部改正案が採択され、本年十一月二十九日から発効することとなりました。

我が国としても、海上衝突予防法を改正し、同国際規則の改正を取り入れ、国内法を整備する必要があります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

この法律案では、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けが不要な船舶の範囲を拡大する等の改正を行うこととしております。

以上が油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長(藤井俊男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

四月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、自衛隊基地強化反対、名古屋空港存続に関する請願(第一一九号)

一、千曲川上流ダム(南牧村ダム)建設計画撤回

に関する請願(第一二六二号)

第一一九号 平成十五年三月二十四日受理
自衛隊基地強化反対、名古屋空港存続に関する請願

請願者 愛知県小牧市常普請一ノ二〇八

米倉学 外千名

紹介議員 八田ひろ子君

中部新空港建設事業は、現名古屋空港の定期航空路線をすべて新空港に一元化することを前提に、二〇〇五年愛知万博開催に間に合わせるために、急ピッチで進められている。市町の行財政に及ぼす多大な影響と、そのまま居座る航空自衛隊小牧基地の機能拡大強化への不安が募る毎日が続いている。地元住民は、一九四二年の旧陸軍小牧飛行場建設のため土地を取り上げられ、戦後もアメリカ占領軍の進駐、航空自衛隊戦闘機の墜落事故などで苦勞させられている。

ついては、空港整備計画の抜本的見直しを行い、次の事項について実現を図りたい。

- 一、名古屋空港の定期航空路線を引き続き存続させること。
- 二、名古屋空港の着陸帯・管制業務を引き続き国土交通省が管理すること。

第一二六二号 平成十五年三月二十五日受理
千曲川上流ダム(南牧村ダム)建設計画撤回に関する請願

請願者 長野県南佐久郡南牧村海ノ口一

〇五一 中島美人

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案

一、海上衝突予防法の一部を改正する法律案

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案
油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「三百万倍」を「四百五十一万倍」に改め、同条第二号中「四百二十倍」を「六百三十一倍」に、「五千九百七十万倍」を「八千九百七十七万倍」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、平成十五年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた場合における当該油濁損害については、なお従前の例による。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案
海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「をいう」を「をいい」、「水上航空機等」とは、水上航空機及び特殊高速船(第二十三条第三項に規定する特殊高速船をいう)をいうに改める。

第十八条第六項中「水上航空機」を「水上航空機等」に改める。

第二十三条第一項第二号中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第六項中「第三項若しくは第四項」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特殊高速船(その有する速度が著しく高速であるものとして国土交通省令で定める動力船をいう)は、第一項の規定による灯火のほか、紅色のせん光灯一個を表示しなければならない。
第三十一条(見出しを含む)中「水上航空機」を「水上航空機等」に改める。

第三十三条第二項中「長さ十二メートル未満の船舶は、前項の汽笛及び号鐘」を「長さ二十メートル未満の船舶は、前項の号鐘(長さ十二メートル未満の船舶にあつては、同項の汽笛及び号鐘)」に改める。

第三十五条第一項中「第十二項まで」を「第十三項まで」に改め、同条第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「前項まで」を「第十項及び第九項を除く。」に改め、同項ただし書中「他の」の下に「手段を講じて」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 長さ十二メートル以上二十メートル未満の船舶は、第七項及び前項の規定による信号を行うことを要しない。ただし、その信号を行わない場合は、二分を超えない間隔で他の手段を講じて有効な音響による信号を行わなければならない。

附則

第四十一条第二項中「水上航空機」を「水上航空機等」に改める。

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、移動の権利の保障に関する請願(第一四八三号)(第一五〇〇号)(第一五〇一号)(第一五〇二号)(第一五〇三号)(第一五〇四号)(第一五〇五号)(第一五〇九号)(第一五二〇号)(第一五二二号)(第一五二七号)(第一五三二号)(第一五三三三号)(第一五四二号)

第一四八三号 平成十五年三月三十一日受理
移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道標津郡中標津町東三十九条
北三ノ一七 高橋信昭 外千七百八十九名

紹介議員 池口 修次君

国は、ハートビル法、交通バリアフリー法などの施策を通じてバリアフリー化を進めているが、国民の移動の権利を保障しておらず、また重度の障害者や高齢者が鉄道・バスを利用するまでの移送サービスは遅々として進んでいない。移動の自由が国民の権利として認められていないため、移送サービス(STS)スベシャル・トランスポート・サービス)は福祉サービスとして認識されない最大の原因となっている。社会参加を希望する障害者や高齢者は増加しているが、通学、通院、通所、買物、レジャー、福祉手続などの外出に必要な介助と移送手段の確保が保障されていない。

移送サービスは、その重要性と必要を知るボランティアや全国で一、〇〇〇以上のNPO団体の活動に支えられているが、いずれも厳しい財政状況で、公的助成が必要である。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、国民の移動の権利を保障し、具体化のための法律の整備を行うこと。

第一五〇〇号 平成十五年三月三十一日受理
移動の権利の保障に関する請願
請願者 北海道檜山郡江差町新栄町一〇五
若林武 外四百一名

紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五〇一号 平成十五年三月三十一日受理
移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町緑陽台仲区四ノ四 青砥正 外三千八百八名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五〇二号 平成十五年三月三十一日受理
移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道上川郡下川町共栄町一七ノ二 前川啓子 外二千九百九十

九名

紹介議員 佐藤 雄平君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五〇三号 平成十五年三月三十一日受理

移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道稚内市富岡二ノ二八ノ二〇

尾崎由利子 外四百十六名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五〇四号 平成十五年三月三十一日受理

移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道函館市上湯川町二七ノ九

中村信幸 外九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五一〇号 平成十五年三月三十一日受理

移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道常呂郡置戸町字置戸二五五

ノ五四 千田淳 外四百八十六名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五一九号 平成十五年四月一日受理

移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道河西郡芽室町東三条南二丁

目 江口久子 外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五二〇号 平成十五年四月一日受理

移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道稚内市港三ノ二ノ一五

中 嶋勝彦 外千四百七十九名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五二二号 平成十五年四月一日受理

移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道空知郡上砂川町鶴本町北四

ノ一ノ一ノ二 會津芳子 外二千

九百九十九名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五二七号 平成十五年四月二日受理

移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道岩見沢市七条東七ノ二ノ七

楠美嘉和 外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五三二号 平成十五年四月二日受理

移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道函館市昭和二ノ三〇ノ三一

西村亜紀子 外二千九百九十九

名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五三二号 平成十五年四月二日受理

移動の権利の保障に関する請願

請願者 北海道帯広市西十九条南二ノ一七

ノ一一 小泉正寛 外百七十五名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五四二号 平成十五年四月三日受理

移動の権利の保障に関する請願

請願者 札幌市南区藤野一条七ノ一三ノ一

一 塩見建樹 外七百二十八名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二七 二 終わり 現下 原価

三 三 三 何かを切ると 何か起きると

三五六 何かを切ると 何か起きると

平成十五年四月二十一日印刷

平成十五年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A